

(別紙 2) 特記仕様書記載例

分類 (専門分野のみならず, 総合的見地から行うマネジメント)

第 条 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

- 1 .平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、13 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
- 2 . RCCM の場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

第 条 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

- 1 .平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、13 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
- 2 . RCCM の場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

分類 (専門分野を中心とした高度な技術マネジメント)

第 条 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

- 1 .平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
- 2 . RCCM の場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

第 条 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

- 1 .平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
- 2 . RCCM の場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

分類（高度ではないが専門分野におけるマネジメント）

第 条 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

1. 平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。

第 条 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

1. 平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。

分類（一般的な工程管理程度のマネジメント）

第 条 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

1. 平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験をする者。

第 条 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCM については下記も満たす者とする。

1. 平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験をする者。